

令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（監視員）採用試験募集案内

鳥取県西部総合事務所農林局農林業振興課林業振興室

〒683-0054 米子市糀町1丁目160（西部総合事務所1号館4階）

電話 0859-31-9675

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和8年1月15日（木）から令和8年1月26日（月）まで ◎持参による場合の受付時間 午前8時30分から午後5時15分 (土・日・祝日を除く。) ◎郵送の場合は受付期間内に到着したものに限り受け付けます。 ◎インターネットによる申込みはできません。
試験日時	令和8年2月5日（木） ◎専門試験開始時刻 午後2時（午後1時40分から開場） ◎人物試験開始時刻 午後2時30分から（予定）
試験会場	【専門試験会場】 鳥取県西部総合事務所 1号館3階 第5会議室 【人物試験会場】 鳥取県西部総合事務所 1号館2階 第4会議室 (鳥取県米子市糀町1丁目160番地)
試験結果発表日	令和8年2月9日（月）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・業務内容・配属先

募集する職種	監視員
採用予定者数	1名
業務内容	マツ枯れ及びナラ枯れ被害の被害調査、モニタリング調査及び対策 (注1) マツ枯れ：マツノザイセンチュウが松の体内に入り、松の生体反応により水を吸い上げる働きが阻害され、マツが枯れてしまう病虫害 (注2) ナラ枯れ：ナラ類などの樹木がカシノナガキクイムシの穿入を受けて枯死する病虫害 (注3) モニタリング調査：森林内の立木に設置した粘着シートに付着したカシノナガキクイムシ等の数量等の調査及び関連する作業
配属先	鳥取県西部総合事務所 農林局 農林業振興課 (鳥取県米子市糀町1丁目160番地)

3 受験資格

- (1) 年齢・性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
運転免許証（普通自動車）を取得し、かつ取得後1年以上経過していること。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

4 試験内容

試験種目	配点	内容
専門試験	40点	一般常識、森林、地図等の知識を確認するための筆記試験（15分）
人物試験	60点	個別面接による職務に対する姿勢等についての口述試験（15分）

※受験者数が10名を超えた場合は、令和8年2月5日（木）に行う専門試験を一次選考とし、選考基準（得点の上位10位までの者。）を満たした人のみ人物試験を行うこととする場合があります。

※人物試験の順番は申し込み順とします。

5 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）

6 勤務条件（予定）

給与	<p>○報酬 経験年数に応じて 日額9,770円～11,320円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日（6月1日、12月1日）に在籍する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月（6ヶ月：1.1205月分、12ヶ月：1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。自家用車等使用者は、1月当たり、使用距離に応じて1,376円から42,985円までの額を支給します。</p>
福利	地方公務員共済（健康保険）、厚生年金保険、雇用保険対象 ※加入条件を満たす場合に限ります。
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日数及び勤務時間	月17日 午前8時30分から午後5時15分まで ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12/29～1/3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日・国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合もあります。 ※必要によりやむを得ず変更することや時間外勤務をすることがあります。
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります。（再度の任用4回まで。）

◎上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

申込方法	封筒に「会計年度任用職員（監視員）応募」と記載の上、市販の履歴書用紙に顔写真を貼付した履歴書1部を受付期間内に申込先へ持参又は郵送により提出してください。なお、性別・通勤時間・扶養家族・配偶者に係る欄は記載不要です。連絡先の電話番号には、平日昼間に連絡可能な番号を記載してください。 郵送の場合は、受付期間内に申込先まで到着したものに限り受け付けます。
申込先 問い合わせ先	〒683-0054 鳥取県米子市糀町1丁目160番地 鳥取県西部総合事務所 農林局 農林業振興課（1号館4階） 電話 0859-31-9675（担当：奥村）
受験票	受験票は交付しません。 筆記試験開始時刻の5分前までに試験会場へ集合してください。

8 採用予定者の決定方法

専門試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に採用予定者及び補欠格者を決定します。

ただし、人物試験の得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

補欠格者は、採用予定者の辞退又は取消し等により当該採用予定者が採用にならない場合や補欠格の有効期限内で欠員が発生した場合に採用します。補欠格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続きを行いますので、連絡がとれない場合は採用されないこともあります。

[補欠格有効期限] 令和8年3月31日(火)

9 試験結果の発表

試験結果の発表については、受験者全員に書面で通知することにより行います。

10 試験結果（得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点	試験結果発表日から1ヶ月間	鳥取県西部総合事務所農林局農林業振興課

試験結果の開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、筆記試験開始時刻の5分前までに必ず筆記試験会場に入室してください。
(遅刻者は受験できません。)
- (2) 筆記用具（H B又はBの鉛筆、ボールペン、消しゴム）を持参してください。
- (3) 西部総合事務所敷地内は全面禁煙です。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否の通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

13 試験会場案内

鳥取県西部総合事務所（JR米子駅より徒歩約15分）

